

事務所ニュース

社会保険労務士法人
ふくる
発行責任者
高橋寿夫

子ども・子育て支援金 新設 4月分から徴収開始 健康保険料に上乘せ

今年の4月分から健康保険加入者全員に対し、子ども・子育て支援金の徴収が開始されます。これは、健康保険料に上乘せされて徴収されるもので、料率は標準報酬月額額の千分の二・三となり、本人と会社がそれぞれ半額を負担します。例えば標準報酬月額が三〇万円の人の場合は、それぞれ月額三四五円の上乗せとなります。

年金事務所からは、これまで健康保険料と介護保険料の合算額にて請求が来ていましたが、4月分からはさらにこの支援金を加えた額にて請求が来ます。

この支援金は従来からある「子ども・子育て拠出金」の範囲を超すものとされ、労使双方にて負担することとなります。

この支援金は子供のいな人達からも徴収するものとなりませんが、少子化が進むなか、国の将来を担う子供たちを国民全体で支援し

ようではないか、という考え方を基にしていると説明されています。

健康保険料率改正 3月分から

健康保険料は3月分から改正となります。翌4月分からはさらに子ども・子育て支援金が加算となりますので、給料計算に際しては注意が必要となります。

岩手県物価高騰対策賃上げ支援金

受付が開始されています

六〇円以上の賃上げが対象

岩手県では昨年一〇月一日から今年の九月三〇日までの間に一時間当たり六〇円以上の賃上げを行った事業所に対して、一人当たり六万円を支給することとし、その受付が二月一三日から開始されています。

昇給前の時給額が九七一円未満であった場合はさらに二万円が加算されます。支給対象は中小企業等に該当する事業所です。詳細は「岩手県物価高騰対策賃上げ支援金」で検索して下さい。

子ども・子育て拠出金 子ども・子育て支援金 どう違う？

子ども・子育て拠出金は以前は児童手当拠出金といわれていたもので、これが平成二七年からは現在の呼称となり、児童手当のみならず延長保育等にも支援が拡充されているものです。

この拠出金は、厚生年金の合計保険料を基に、事業主のみから徴収されています。

しかし、少子化の歯止めがかからず、子供の健全な育成には他にも多くの課題があり、それらの課題を克服すべく、令和五年に内閣府の外局として「子ども家庭庁」が設置されました。この子ども家庭庁は、子ども家庭の省に分散していた事務がまとめられ、次の三つの柱(要約)について取り組むとされています。

- ① 出産や子育てに夢や希望を持つことを目指し、希望の子供を健やかに成長できる環境を提供し、成長できる一人の漏れもなく全員の健康やかな成長を保障する。
- ② 子ども・子育て支援金は、これらの子育ての実現のため資金となるものと説明されています。

喪失？ 存続？

(照会に対する厚生省保険局長の回答) 休職と被保険者資格について

(昭和二六年三月九日 保文発第六一九号)

1 健康保険の被保険者が、労働協約又は就業規則等により雇傭関係は存続するが会社より賃金の支給を停止されたような場合には、個々の具体的な事情を勘案検討の上、実質は使用関係の消滅とみ

るを相当とする場合、例えば被保険者の長期にわたる休職状態が続き、又は公務に就任し、これに専従する資格を喪失せしめるのが妥当と認められる。

2 右の趣旨に基き被保険者の資格を喪失するものを認められる場合は、賃金の支払停止は一時の存続するものであり、使用関係は継続するものとみられる。また、折半負担し、事業主及び被保険者の標準報酬に基き給付額を折半負担し、事業主は給付額を負うものと認められる。

保険種別	料率(折半後) 増減	改正日
健康保険(協会けんぽ)	千分の 95.1(47.55) ↓	令和8年3月1日
子ども・子育て支援金	同 2.3(1.15) 新	令和8年4月1日
介護保険	同 16.2(8.10) ↑	令和8年3月1日
子ども・子育て拠出金	同 3.6 →	従前通り

早見表は <https://www.echna.ne.jp/~tkhshso/form/shahotable.xlsx>